

手術関連施設基準

2024年1月～2024年12月実績

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術件数

区分1

ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	19
イ 黄斑下手術等	23
ウ 鼓室形成手術等	0
エ 肺悪性腫瘍手術等	0
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼等	0

区分2

ア 靱帯断裂形成手術等	15
イ 水頭症手術等	37
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ 尿道形成手術等	1
オ 角膜移植術	0
カ 肝切除術等	51
キ 子宮付属器悪性腫瘍手術等	0

区分3

ア 上顎骨形成術等	0
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	2
ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ 母指化手術等	0
オ 内反足手術等	0
カ 食道切除再建術等	1
キ 同種死体肝移植術等	0

区分4 451

その他

ア 人工関節置換術	59
イ 乳児外科施設基準対象手術	0
ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	28
エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	0
オ 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	74

大腿骨近位部骨折後48時間以内の手術

骨折観血的手術(緊急整復固定)	42
人工骨頭挿入術(緊急挿入)	18